

専決処分の報告について (教育活動中に発生した事故に係る示談処理)

1 事故の概要

令和 5 年 2 月 2 8 日、板橋区立新河岸小学校第 6 学年のクラスレクリエーションの授業で、サッカーの試合を行っていた際、担任教諭の蹴ったサッカーボールが、ゴールキーパーをしていた児童の右眼に当たり、負傷した。

2 損害賠償額

金 2 8 1, 7 0 5 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

4 示談の相手方

区内在住児童

5 示談成立年月日

令和 6 年 1 2 月 3 1 日

6 示談の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

7 損害賠償金の支払い

示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン(株)から支払われる。